

平成25年8月28日

於・1002会議室（10階）

第996回

電波監理審議會

電波監理審議會

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
○株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意 に関する裁定処分に係る異議申立ての審理を主宰する審理官等の指名 について (付議第1号関係)	1
3. 付議事項	
○株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意 に関する裁定処分に係る異議申立ての付議について (付議第1号)	1
4. 閉 会	8

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を始めたいと思います。入室をするように連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

議決事項

○株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての審理を主宰する審理官等の指名について（付議第1号関係）

付議事項

○株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議について（付議第1号）

○前田会長 それでは、審議会を開催いたします。最初に本日付議されます付議第1号、「株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議について」につきまして、鈴木衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○鈴木衛星・地域放送課長 よろしくをお願いいたします。お手元のA4横の付議第1号説明資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず2ページをお開きいただきたいと思います。異議申立ての概要について

でございます。異議申立年月日については平成25年8月9日、異議申立人は株式会社ひのき、異議申立てに係る処分は総務大臣が平成25年7月23日付で異議申立人に対して行った裁定でございます。

異議申立ての趣旨及び理由につきましては、(1)の趣旨は、異議申立てに係る裁定のうち、徳島県板野郡上板町の区域にかかる部分を取り消し、同部分につき再放送同意をすべき旨の裁定を求めるというものでございます。

理由といたしましては、異議申立てに係る裁定は、放送法第144条第3項の「正当な理由」の解釈適用を誤り、同条項に違反して、前記部分につき同意をすべき旨の裁定をしなかった点で、違法不当である。詳細については、追ってさらに補充するというものでございます。

続いて3ページをご覧いただきたいと思えます。区域外再放送の概要についてでございます。区域外再放送とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再放送することございまして、「放送事業者の番組編集上の意図」がその意に反し、害されまたは歪曲されないことを担保するという趣旨から、放送法第11条によりまして、ケーブルテレビ事業者は放送局の放送を受信し、再放送するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要とされているものでございます。

続きまして4ページをご覧いただきたいと思えます。裁定申請から異議申立てまでの経緯についてでございます。まず、平成23年6月21日に裁定申請がございました。そして、10月20日に裁定について拒否処分を行い、11月7日にひのきが拒否処分についての異議申立てを行ったところでございます。

そして、平成24年11月28日、電波監理審議会において、裁定手続に入るべき旨の決定案を議決いただきました。それを受けて、平成25年1月30日に電気通信紛争処理委員会に諮問し、電気通信紛争処理委員会が両当事者から意見を聴取し、さらにそこから4つ飛びまして、平成25年の6月26日に

電気通信紛争処理委員会が答申を出しました。そして、その答申を踏まえまして、7月23日に大臣裁定を行ったものでございます。そして8月9日、異議申立ての提起がなされたところでございます。

続いて5ページをご覧くださいと思います。再放送同意に関する規定についてでございます。再放送同意に関しましては、まず、左側の図のところでございますが、有線テレビジョン放送事業者が放送事業者に対して同意の要請をいたしまして、その両者間で協議を行い、同意が得られた場合には再放送可能になります。

そして、その下の赤の点線のところでございますが、同意拒否の場合、協議の結果、協議不調または協議不可能になった場合は総務大臣に裁定申請が行われることとなります。そして、下のところでございますが、総務大臣はその申請を受けまして、一番下の電気通信紛争処理委員会に諮問をいたしまして、電気通信紛争処理委員会から答申をいただき、総務大臣はその答申を受けまして、今度は右側のところでございますが、裁定を行うという形になります。この裁定の際には、同意しないことについて正当な理由がある場合を除き同意すべき旨の裁定をすると放送法上規定されています。今申し上げた手続の具体的な参照条文については、右側の括弧の中に記載しているところでございます。

続いて6ページをご覧くださいと思います。「再放送同意」に係るガイドラインのうちの協議手続関係の部分の概要でございます。このガイドラインは平成20年4月に策定されたものでございます。ガイドラインの協議手続については、「裁定申請の要件を満たしているか否かを判断する際の資料」としてこのガイドラインが使用されております。

新たに再放送同意を求める場合の手続は以下のとおりということで、1番、協議の時期については、ケーブルテレビ事業者は、再放送開始予定日の6カ月前までに発局放送事業者に書面で申し込みをする。そして、説明事項としては

2の(1)のところ、ケーブルテレビ事業者としては再放送の同意を求める放送について、業務区域、再放送の方式、設備の計画、品質の見通し、必要性、そして業務区域と放送の放送対象地域との隣接の有無及び放送対象地域からの距離などがございます。放送事業者の説明事項としては、放送番組の同一性やチャンネルイメージが害されるおそれがあると考えられる場合の具体的理由等、それから放送の地域性に係る意図が害されるおそれがあると考えられる場合には、その具体的理由等でございます。その他として、地元放送事業者の同意に関しては説明を要しないとされております。

3番目、協議の終了については、協議が調ったときまたは調わなかったときに終了するということで、「協議が調わなかったとき」とは、上記の従って協議を行い、または行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、または放送事業者等が誠意をもって協議に応じようとしないうきを言うとしてされております。

続いて7ページをご覧くださいと思います。このガイドラインの正当な理由関係についての記載部分についてでございます。放送事業者等が「再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」について、次のとおりとされております。

1番として、放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保にかかわる次のいずれかの場合として、①意に反して放送番組が一部カットして有線放送される場合、②意に反して異時再放送される場合、③当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合、④有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合、⑤良質な再放送が期待できない場合が記載されてございます。

そして2番目のところでございますが、区域外再放送の場合には、放送事業者等の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度

が、「受信者の利益」を考慮して、許容範囲内にあるとは言えない場合ということで、「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。そして、少なくとも放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないことなどを例示してございます。

そのほかとしまして、過去適法に同意が得られた再放送については、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、一定期間の経過措置をとること。そして、地元放送事業者等の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこととされているものでございます。

続いて8ページをご覧いただきたいと思います。株式会社ひのきからの裁定申請についてでございます。この裁定申請の申請日は、平成23年6月21日に徳島県の有線テレビジョン放送事業者「株式会社ひのき」が「讀賣テレビ放送株式会社」の放送の再放送同意に係る総務大臣の裁定を申請したものでございます。再放送しようとするテレビジョン放送は、讀賣テレビ大阪放送局の地上デジタル放送。そして(4)のところでございますが、裁定申請の理由は、再放送同意について協議が不調のためというものでございます。

そして9ページでございます。今回の裁定の概要についてでございます。裁定の概要として、松茂町及び北島町につきましては、讀賣テレビ放送はひのきが再放送することに同意しなければならない。

上板町につきましては、讀賣テレビ放送はひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。ただし、「受信者の利益」を適切に保護する観点から一定期間内の経過措置（激変緩和措置）を講ずることとされております。

判断のところでございます。これは松茂町及び北島町が左、上板町が右に記載されておりますが、まず左の松茂町及び北島町からご説明させていただきます。

す。

まず、「放送の地域性に係る意図」の侵害については、一定程度認めることができるとし、受信者の利益の程度については、電波のスピルオーバーの状況は、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められるとともに、両町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動も一定程度あると認められる。地域間の経済的取引についても、一定程度の交流が認められる。

さらに、両町に隣接する鳴門市は、讀賣テレビの放送対象地域に含まれる兵庫県の淡路島と海峡を挟んで位置しており、かつ、同島と神戸淡路鳴門自動車道によって直接結ばれていることから、鳴門市は讀賣テレビの放送対象地域に隣接する市町村として扱うべきものと認められる。両町は、いずれも鳴門市に隣接していることに加え、同市の中心部からの距離も比較的近いとしてごさいます。

そして比較衡量として「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度を超えているとは言えず、再放送に同意しない正当な理由があるとは認められないといたしてごさいます。

右側の上板町につきましては、「放送の地域性に係る意図」については、左側同様、一定程度認めることができるとしております。受信者の利益の程度のところでごさいますが、電波のスピルオーバーの状況については、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。また、上板町でも過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められる。しかしながら、上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極めて少ないと認められ、両地域間の経済的取引も他の2町に比べるとやや少ない。さらに上板町については、鳴門市とも隣接していないとしてごさいます。

そして、比較衡量としては、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍

限度の範囲内にあるとは言えない場合に該当することから、再放送に同意をしない正当な理由があると認められるとしているものでございます。

お手元の最後のページ、10ページでございます。今の讀賣テレビと松茂町、北島町、上板町の間係を、所在地を図示したものでございます。

続きまして、お手元の付議書をご覧いただきたいと思ひます。付議書のところの別紙2のところをご覧いただきたいと思ひます。別紙2につきましては、今回の異議申立てに係る形式審査の結果についてでございますけれども、左側のところがございます1から5の審査項目につきまして、それぞれ形式審査を行いました結果、全て適切と認められているところでございますので、今回付議させていただいたものでございます。

今回の異議申立ての付議につきましてのご説明、概要は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○前田会長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見はありますでしょうか。特にありませんか。

○原島代理 確認だけさせていただきますが、今回、ひのき及び讀賣テレビが当事者であるということなんですが、讀賣テレビのほうからは異議申立てはなかったということですか。

○鈴木衛星・地域放送課長 本日時点までで異議申立てをするという連絡はいただいておりますので、何もない状況です。

○原島代理 はい、わかりました。

○鈴木衛星・地域放送課長 60日以内に異議申立てをできるという規定になってございます。

○原島代理 きょうはまだその期間内？

○鈴木衛星・地域放送課長 まだ期間内でございます。

○原島代理 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長　ほかにございませんか。本件につきましては、既に委員の皆様は何回か議論をした経緯がありますので、ご存じなので質問も出ないかと思えますので、特にほかにご意見、ご質問がないようでしたら、本件付議第1号につきましては、規則上、審理を開始する必要があるということで、審理を主宰する主任審理官として榮審理官を、主任審理官を補佐する補佐審理官として雨宮審理官を指名することといたします。

なお、本件は異議申立てが受理された日から30日以内に審理を開始する必要がありますので、お二人ともよろしくどうぞお願いいたします。

それでは、特にほかになければこれで終了といたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉　　会

○前田会長　次回の開催につきましては、平成25年9月11日水曜日、15時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。